

水戸市立大場小学校

いじめ防止基本方針

平成26年4月

はじめに

平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」では、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである」ことを強く認識し、いじめ防止対策の重要性をうたっている。その背景として、これまで全国で発生した、児童生徒が自ら命を絶つといった痛ましい事故には、いじめが要因とされるものが少なくない現状にある。「いじめは、いつでも、どこの学校でも、どこの学級でも、どの子にも起こり得る」といった認識を全教職員と子どもを取り巻く社会全体が継続して意識する必要がある。本校では、いじめは、人権を侵害する行為として、決して許されるものではないことを認識して、日々の教育活動に取り組んでいるが、さらに一層のいじめ防止対策に取り組むことが重要であると考えている。

児童が安心して楽しく学べ、保護者が心から子どもを通わせたいと願い、地域から信頼される学校の実現を目指し、積極的にいじめ防止対策に取り組んでいくために、ここに「大場小学校いじめ防止基本方針」を示す。

平成26年4月

水戸市立大場小学校長

吉川 明宏

目 次

はじめに

I	いじめ防止のための基本方針	1
1	いじめの定義	1
2	いじめに対する基本的な考え方	1
3	いじめに対する本校の取組	3
	(1) 水戸市立大場小学校いじめ防止対策委員会の設置	
	(2) いじめの未然防止に向けて	
	(3) いじめの早期発見のために	
	(4) いじめの早期解消のために	
4	重大事態への対処	6

I いじめ防止のための基本方針

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

（いじめ防止対策推進法第2条，茨城県いじめ防止基本方針）

※「一定の人間関係のある者」

同じ学校・学級や部活動の者，当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童が関わっている何らかの人間関係のある者を指す。

※「心理的又は物理的な影響を与える行為」

<心理的な影響を与える行為>

- ◆ 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，イヤなことを言われる。
- ◆ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ◆ イヤなことや恥ずかしいこと，危険なことをさせられる。
- ◆ パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。

<物理的な影響を与える行為>

- ◆ ぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。金品をたかられる。
- ◆ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。

2 いじめに対する基本的な考え方

本校職員は，以下の認識をもって指導に当たり，毎年度研修を重ね，いじめの未然防止に努めるものとする。

- (1) いじめは，いかなる理由があっても許されない。
- (2) いじめは，人権を著しく侵害し，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- (3) いじめは，どの学校でも，どの学級でも，どの児童にも起こり得るものである。
- (4) いじめの場面に居合わせる「観衆」「傍観者」も，いじめを助長する存在である。
- (5) いじめは，大人の目の届かないところで起こることが多く，発見しにくい。
- (6) いじめられている側にも責任があるという認識は間違いである。
- (7) いじめられている児童を確認したときは，その児童の立場に立ち，絶対に守り通すという意識で児童に寄り添う。
- (8) いじめている児童に対しては，毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (9) いじめはその行為の態様により，犯罪行為として取り扱われる場合もある。
- (10) 日頃から，保護者との信頼関係を大切にし，地域や専門機関との連携協力に努める。

<発達段階によるいじめの特徴>

- 【低学年】 ○ 自分の感情を上手に表現できないことから手が出てしまう。
○ かかわり方の不器用さから相手に不快感を与える。
- 【中学年】 ○ 仲間はずれや無視など心理的ないやがらせが見られるようになる。
○ 嫉妬心や支配欲から，いたづらやいやがらせをする。
○ 自分たちの集団と異なる雰囲気をもった相手を排斥しようとする。

- 【高学年】 ○ 仲間はずれや無視，執拗に悪口を言うなど心理的ないじめが多くなる。
○ 小集団同士の対抗意識が激しくなり，いじめに発展することが多い。
○ いじめがあっても，それをいじめと認める割合が急激に減少する。
- 【中学生】 ○ 他者がいじめられることを愉快に感じたり，他者がいじめられていることに無関心を装ったりする行為がしばしば見られる。
○ 小集団内で仲間同士の中傷から生じるいじめ，仲間内での優位性を誇示しようとするいじめ，仲間同士の結束を高めるためのいじめなどが多く見られる。

3 いじめに対する本校の取り組み

(1) 水戸市立大場小学校いじめ防止対策委員会の設置

① 構成員

＜ いじめ対策委員会（常時及び発生時） ＞
校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，該当の学級担任
S C（常澄中から必要に応じて）

② 役割

- 未然防止のための教職員研修の計画（年間3回）（教頭，研究主任）
- いじめの相談・通報の窓口（養護教諭）
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有（生徒指導主事）
- いじめを察知した場合の情報の迅速な共有，関係ある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携等の対応についての助言指導（校長，教頭，S C）

(2) いじめの未然防止に向けて

① 児童による主体的ないじめ防止活動の取組

児童がいじめ問題を自分のこととして考え，自ら活動できるよう児童の主体的な取組を通して，いじめを許さない集団になるよう働きかける。

- 計画委員会が中心となり，マナーアップ運動やあいさつ運動，いじめをなくす取組等を企画し，年間を通じて全校児童が関わる場を設定する。
- 縦割り班活動など学校行事に異学年が支え合って取り組むような活動を意図的に実践する。
- 総合的な学習の時間等の中で，地域でのマナーや社会のルールを習得できる場面を設定する。
- 自分たちで学級のルールをつくる話し合いを行うなど，特別活動の時間を充実させる。
- 道徳の時間等を通して，社会が抱える問題を考えたり，地域での自分の行動を見つめさせたりする。

② 教職員の資質向上に向けた取組

- すべての教育活動を通して，自分を大切にすることと同時に，他者を大切にすることを授業づくりを行う。
- 学校生活での悩みの解消を図るために，S C等を活用した研修を計画的に実施する。
- 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように，言動には細心の注意を払うとともに，教職員が相互に注意し合える環境を醸成する。
- 常に，いじめに対する危機感をもち，教職員の研修を充実させ，教育相談体制の整備，相談窓口の周知徹底を図る。
- 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い，日常的な連携を深める。

(3) いじめの早期発見のために

いじめは，目の届きにくいところで発生することが多いため，学校・家庭・地域が協力して実態把握に努める。

- ① 児童の声なき声に耳を傾ける。（定期的なアンケート調査，日記指導，教育相談な

- ど)
- ② 保健室前の「相談ポスト」を活用する。(児童には、不安や悩みは相談することで解消することがあることを理解させる。)
 - ③ 児童の行動に目を向ける。(チェックリストの活用、校内巡視など)
 - ④ 保護者との情報を共有する。(連絡帳の活用、電話連絡、家庭訪問、あいさつ運動など)
 - ⑤ 地域・関係機関と連携する。(地域行事への参加、関係機関・民生委員との情報交換など)

☆「いじめ早期発見チェックシート」

チェック項目	
日頃と違う表情(視線に注目)をしていないか。	
理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。	
落ち着きがない、おどおどしている等の様子はないか。	
グループをつくるときにいつも最後まで残っている児童はいないか。	
友だちからのあいさつや言葉かけが少ない児童はいないか	
一緒に遊んでいる友だちに、異常なほどの気遣いをしていないか。	
特定の児童が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていないか。	
学級全体に無気力感が漂っていないか。	
一部のボスのな児童を中心に小集団化して、相互の対立や享乐的雰囲気はないか	

☆「児童を観る具体的な視点」

A	いつも一人で登校するか、友だちと登校していても表情が暗い。
B	朝早く登校したり、遅く登校したりしている。
C	自分からあいさつをしようとせず、友だちからのあいさつや声かけもない。
D	教師からのあいさつの声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。
E	元気がなく、顔色がすぐれない。
F	はっきりした理由もなく欠席する。
G	健康観察で元気がない返事をしたり、返事をしなかったりする。
H	健康観察で、頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。
I	遅刻・早退が目立ってきている。
J	発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。
K	次の学習の準備をしないで、ぼんやりしていたりそわそわしている。

☆「教師自らを振り返る視点」

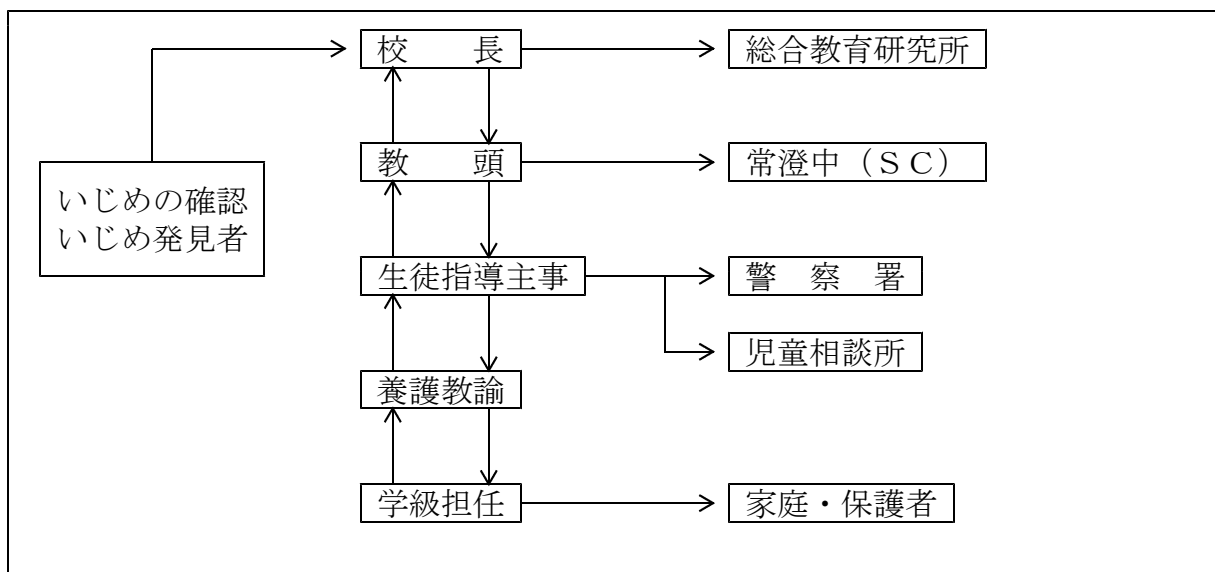
ア	児童の登校時刻、形態等を把握し、それに応じた温かい対応ができていないか。
イ	教師の側から「おはよう」の声かけをし、児童の心理状態を把握しているか。
ウ	朝自習での態度やでき具合等を把握し、称赞・励ましと児童相互の教え合いを奨励しているか。
エ	健康観察で、一人一人を視診するとともに、気になる子への声かけをしているか。
オ	朝の会で、一日の予定をきちんと説明し、目的をもった生活をしようとする意欲をもたせているか。
カ	朝の会等で欠席者の理由を伝え、教師の温かい思いやりを学級成員(児童一人一人)に伝える工夫をしているか。
キ	児童の遅れてくる原因を追及する前に、温かく迎える雰囲気を作っているか。
ク	次の学習に対しての意欲づけをしているか。

(4) いじめの早期解消のために

いじめが確認されたときには、事実確認に基づき、迅速に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

- ① いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、迅速で詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が一人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的な対応をする。
- ③ いじめの起こった事実に基づき、児童やその保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に児童相談所や警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を取り合う。
- ⑦ 必用に応じて、S Cなどの派遣手続きをとり、その活用を図り、関係児童の心のケアに努める。

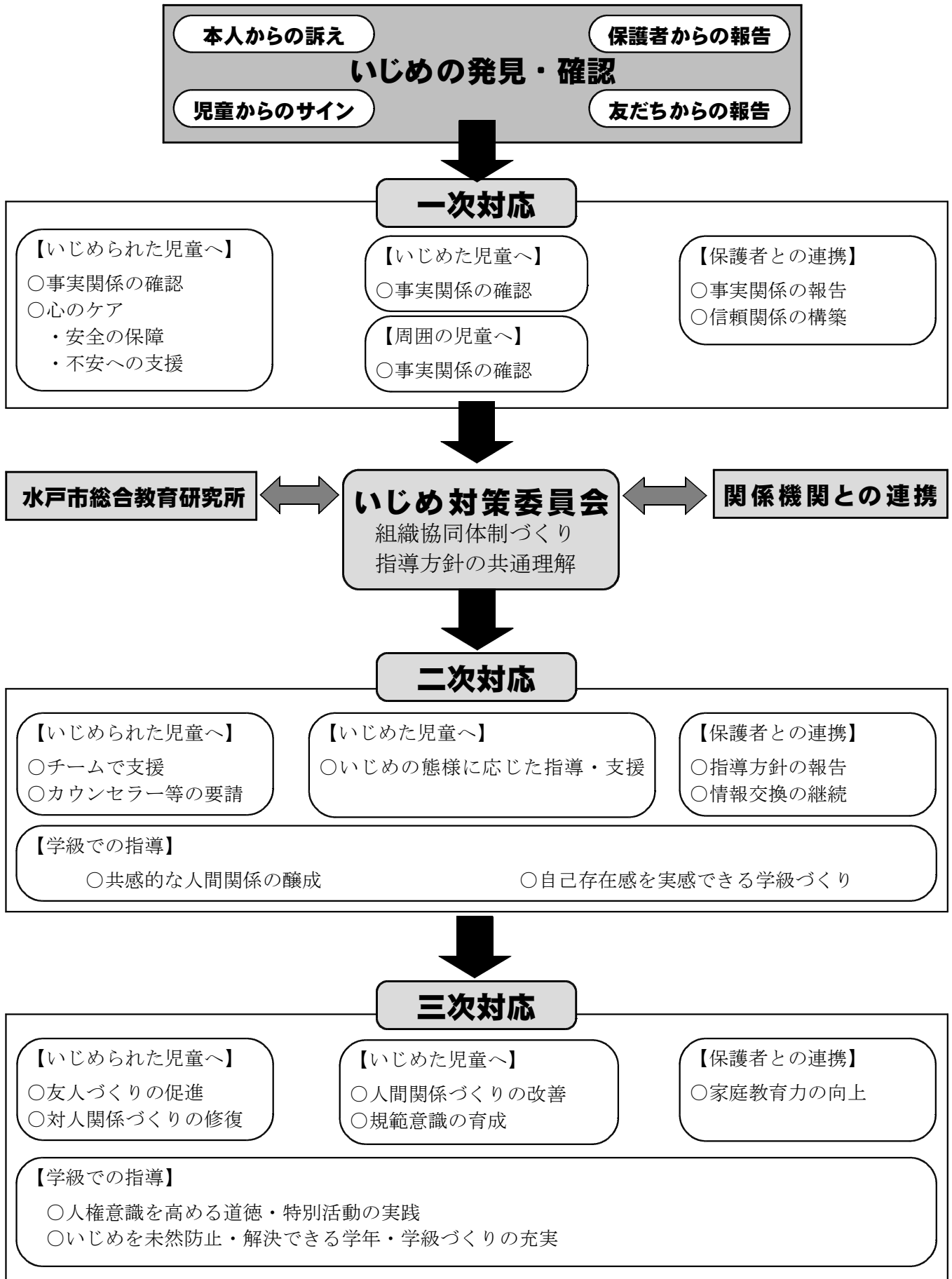
<いじめ発生時における連絡体制>



<いじめ問題の解決のために>

- 学級全体が被害者を嫌悪するようないじめの場合には、被害者の孤立感を代弁しながら、加害者を相手の立場に立たせていくような指導を行う。
- 同性の仲間集団に見られるグループ間の力関係を誇示するようないじめの場合には、加害者に自分の行為を客観的に見つめ直すような指導を行う。
- 被害者が仲間集団に拘束されているような場合には、集団内での行為が悪ふざけなのかいじめなのかを区別する必要がある。その場合、加害者は「責任の回避」や「危害の否定」、「非難する者への非難」など、いじめを正当化することがある。当事者だけでなく、それ以外の言動や日頃の観察を通じた指導が必要である。

<いじめ問題への対応の順序>



4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

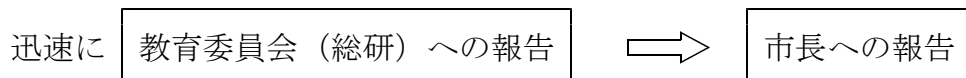
① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

児童が自殺を企画した場合	身体に重大な障害を負った場合	金品等に重大な被害を被った場合	精神性の疾患を発症した場合
--------------	----------------	-----------------	---------------

② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

年間30日を目安として欠席した場合	一定期間連続して欠席しているような場合
-------------------	---------------------

(2) 重大事態の報告



(3) 重大事態の調査（「いじめ問題対策協議会」の設置）

- ① 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー（SS）等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート調査等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえる。

(4) 重大事態が発生したときの調査の指針等 ※ 詳細は、「II 資料」の「3 平成25年度 児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会（文科省報告）」を参照

① 基本的な考え方

- ア 事後の自殺防止のため、学校・教育委員会が主体的に行う必要がある。
- イ 自殺の多くは、複数の要因からなる複雑な現象。
- ウ 調査の実施主体は遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う必要がある。
- エ 学校・教育委員会は平素から、背景調査を適切に実施できるよう備える必要がある。

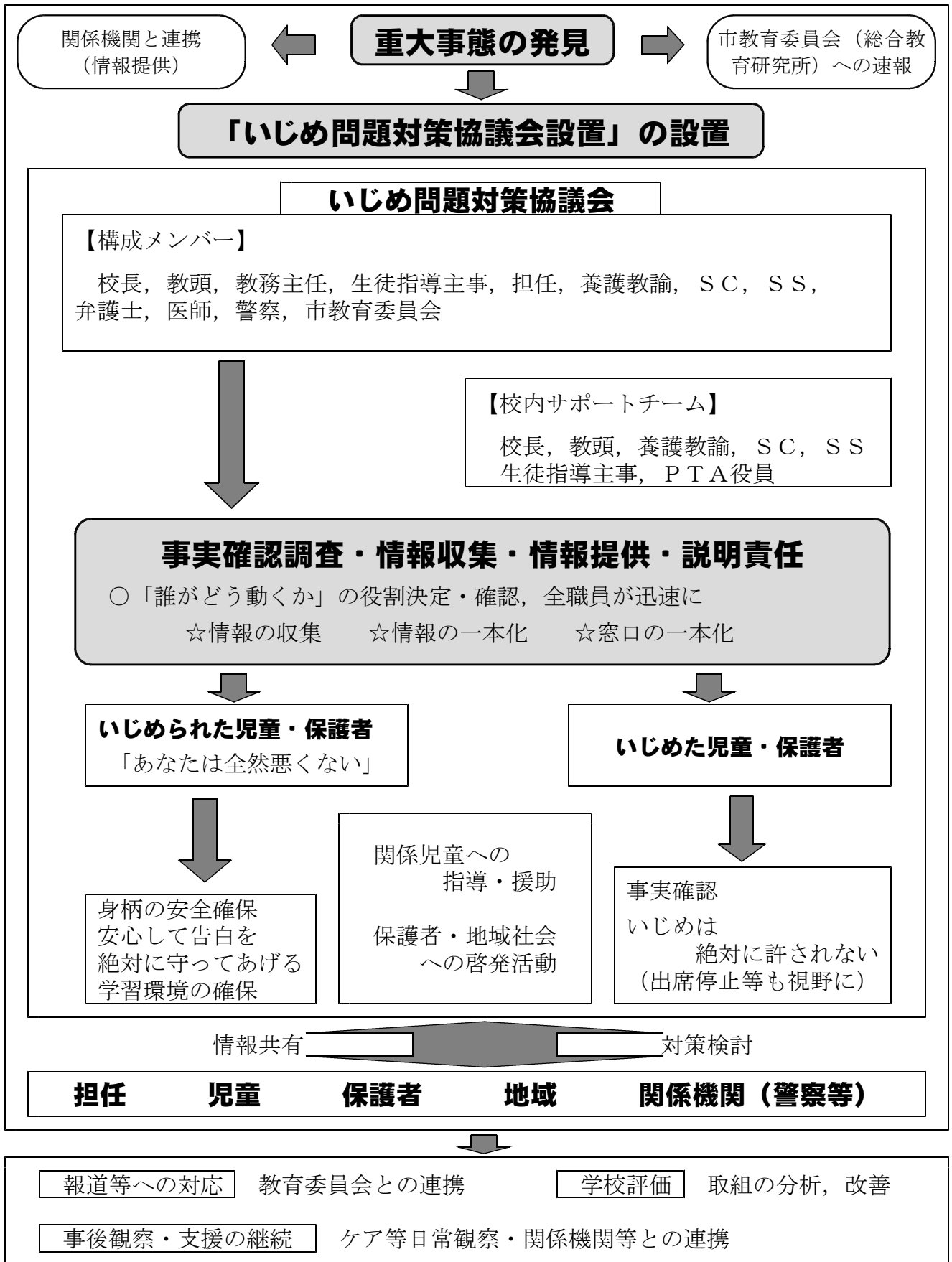
② 留意事項（一部抜粋）

- ア 初期の誠実な対応・・・学校・教育委員会は速やかに遺族と連絡
- イ 初期調査の実施と遺族への説明・・・全ての教員から迅速に聴取、関わりの深い在校生からもできる限り聴取、速やかに遺族に説明
- ウ 詳しい調査についての遺族と協議・・・遺族の要望がある場合など更に詳しい調査
- エ 必要に応じた調査委員会の設置・・・遺族が学校や教育委員会が主体となる調査を望まない場合中立的な立場の専門家を加えた調査委員会の早期設置

※ どれだけ早期かつ正確に把握できるか「危機管理」を問われる。

※ 報道対応はその時点で分かっている情報で対応するしかない。予断は許されず、根拠のないことは話せない。記者は、頭の中で原稿を作っている。言葉を切り取って記事にしている。何を話せて話せないかを判断する。

<重大事態への対応の順序>



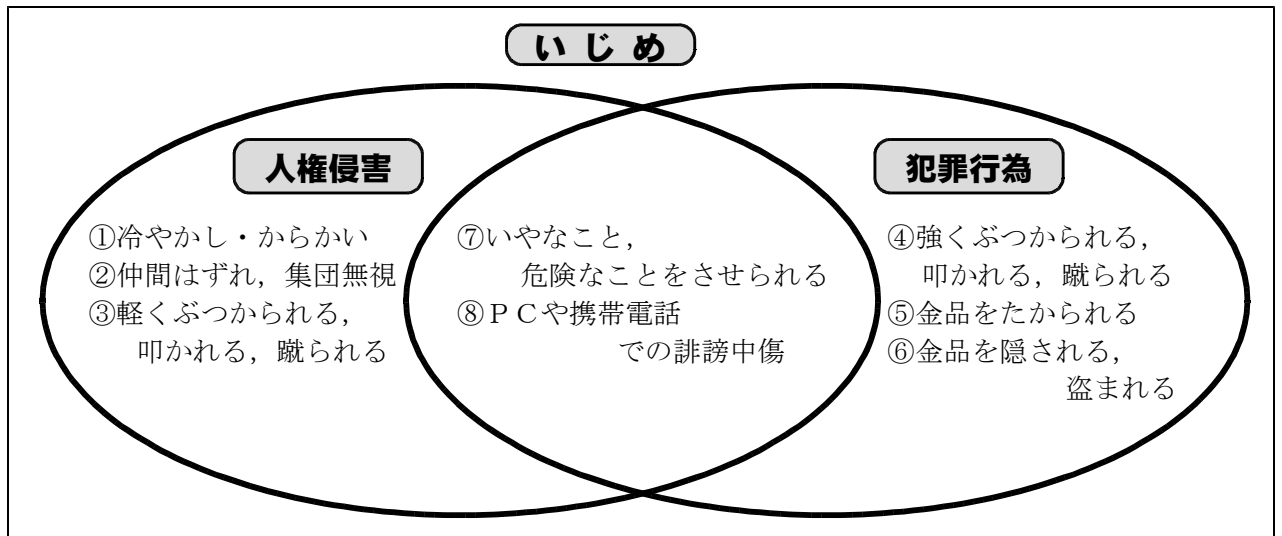
※ 重大事態が発覚した時点で、緊急のいじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内サポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全児童の不安を解消させる。

II 資料

1 いじめ問題の理解

(1) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい，悪口や脅し，いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ，集団から無視される。
- ③ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ④ 強くぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で，誹謗中傷やいやなことをされる。



(2) いじめの構造

いじめは，単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけでとらえることはむかしい。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の子供たち反応が大きく影響している。



2 いじめ防止対策推進法（概要）

一 総 則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑 則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

3 平成25年度文部科学省による「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」(抜粋)

平成25年度 児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会 (文科省報告)

H25. 11. 19
文責 赤塚小 住谷

I 行政説明「児童生徒の自殺予防に向けた文部科学省の取組について」

1 児童生徒の自殺の現状について

平成24年度中に自殺した児童生徒数は336人(前年度比-17人(-4%))。そのうち、原因・動機が「学校問題 いじめ」は3人(前年度4人)。ほぼ横ばいだが、自殺死亡率は微増傾向。

2 子どもの自殺の実態把握

①子どもの自殺が起きたときの調査の指針(平成23年6月 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について(通知)現在、見直し検討中)

背景調査

【基本的な考え方】

ア 事後の自殺防止のため、学校・教育委員会が主体的に行う必要がある。

イ 自殺の多くは、複数の要因からなる複雑な現象。

ウ 調査の実施主体は遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う必要がある。

エ 学校・教育委員会は平素から、背景調査を適切に実施できるよう備える必要がある。

【留意事項】(一部抜粋)

ア 初期の誠実な対応・・・学校・教育委員会は速やかに遺族と連絡

イ 初期調査の実施と遺族への説明・・・全ての教員から迅速に聴取、関わりの深い在校生からもできる限り聴取、速やかに遺族に説明

ウ 詳しい調査についての遺族と協議・・・遺族の要望がある場合など更に詳しい調査

エ 必要に応じた調査委員会の設置・・・遺族が学校や教育委員会が主体となる調査を望まない場合中立的な立場の専門家を加えた調査委員会の早期設置

※ どれだけ早期かつ正確に把握できるか「危機管理」を問われる。

※ 報道対応はその時点で分かっている情報で対応するしかない。予断は許されず、根拠のないことは話せない。記者は、頭の中で原稿を作っている。言葉を切り取って記事にしている。何を話せて話せないかを判断する。

②児童生徒の自殺等に関する実態調査(平成23年6月 児童生徒の自殺等に関する実態調査(依頼)(通知))

児童生徒の自殺の全体的な傾向を分析するため、死因は不明だが自殺の可能性を否定できない場合を含めて、自殺の背景となった可能性のある事実関係などに関する一定事項を報告。

調査対象

学校が把握できた情報をもとに、学校の管理職が、自殺であると判断したもの及び自殺である可能性が否定できないと判断したもの

→ 自殺の疑いがないと明確に管理職が判断できる場合を除き、全ての死亡事案がこれに当たる。

→ よって、問題行動等調査における自殺の統計よりも、対象範囲は広がる。

3 いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」(第28条 概要)

1 学校の設置者又は学校は、重大事態(※)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う

※ ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する

- いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については・・・
→ 自殺の背景調査の指針は、今年度中に見直しを予定している。
- 事実関係を明確にするための調査とは・・・
 - ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること
 - ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき
 - ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や事態の発生防止を図るもの

II 講演「子どもの自殺予防」

兵庫教育大学大学院教授

新井 肇 氏

1 子どもの自殺の背景

①子どもの死生観

- ・佐世保小6 女児殺人事件より長崎県教委が調査 —— 死んだ人は生き返る (15.5%)
- ・「兵庫・生と死を考える会」の調査 —— 人は死んでも生き返る (9.7%)
—— 人は死なない (1.8%)

②子どもの希死念慮

- 「これまでに死にたいと思ったことはありますか」
 - ・小学生 (5・6年) 中学生 (1・2年) —— 4・5回以上あるは男女とも10%前後
—— 学年が上昇するほど増加，女子がやや高い
- 「真剣に自殺を考えたことがありますか」
 - ・高校生 (全学年) (沖縄県) —— 男子 (4.6%)，女子 (9.3%)

2 子どもの自殺の原因は？

- 自殺の原因としての「いじめ」は、2～4%である。
- 学校に何らかの問題があると思われたときに報道となる。
- 世間では、自殺の原因が「いじめ」であると8割の人が思っている。

子どもの自殺の特徴

- ①高い衝動性
(遺書が少ない)
- ②大人からみると些細に思える動機
- ③影響されやすさ
(自殺の連鎖 = 「群発自殺」)
- ④大人と異なる死生観
- ⑤純粹さ，敏感さ，傷つきやすさ

子どもの自殺の危険因子

- ①サポート不足
- ②自殺未遂歴
- ③リストカットなどの自傷行為経験
- ④精神障害の既往
- ⑤喪失体験
- ⑥他者の死の影響
- ⑦性格
- ⑧事故傾性
- ⑨安心感の持てない家庭環境

自殺の危険が高まったときの心理

- ・極度の孤立感
- ・自己肯定感の喪失と無価値観の増幅
- ・絶望的状况が永遠に続くという思い込み
- ・心理的視野狭窄
- ・あきらめ

3 自殺の危険の高い子どもに対する支援の実際

死にたいと訴えられたとき



話を誠実に聴いてしっかり受け止める (救いを求める叫びとして)

- 相手の考えや行動をよい悪いで判断するのではなく、そうならざるを得なかった、それしかなかった (と思った) 状況を理解し、援助のための出発点をはっきり見きわめる。
- 相手に寄り添い、相手の立場を理解し、一緒にできることをともに考えようとする。

4 自殺予防のための校内体制

- ①相談しやすい雰囲気づくり
- ②言葉にならない「ことば」に耳を傾ける
- ③多角的な視点をいかした児童・生徒理解

○困ったときに相談していいんだ。
相談すると気持ちが軽くなるんだ。

※ 教職員は、同僚間のつながりをもつこと (無駄と思える会話ができるよう時間や空間が大切)

5 組織対応の実際

- ① 早期に問題や危機をひろいあげるシステムをつくる。 ② 問題状況を正確に把握する。
- ③ 対応の方針と目標設定を行う。(観察によって得られた情報の蓄積と整理, 生活アンケートの活用)
- ④ 学校内の援助資源, 地域の社会資源を活用する。 ⑤ チームで継続的に指導・援助する。
- ⑥ 錯綜する情報をまとめるキーパーソンを明確にする。(管理職, 生徒指導主事, 教育相談担当・・・)

Ⅲ 講演「不幸にして自殺が起きてしまった時の対応」 筑波大学医学医療系教授 高橋 祥友 氏

1 はじめに

- 年間約 3 万人の自殺者は, 交通事故死者の約 6.3 倍である。
- 約 3 万人の自殺者に対して, 未遂者はその 10 倍で約 30 万人。影響を受ける人は百数十万人と考えられる。
- 学校が子どものサインに気づき, 本人, 保護者を救っている例がたくさんある。教師は, マスメディア等の報道に萎縮せず取り組んでほしい。
- 親を自殺で失った子どものケアも重要である。

2 不幸にして自殺が起きてしまったときの対応

① 学校が最初にすべきこと

- それまでに把握している事実を, 時間経過に沿って, 確実に記録しておく
- 生徒にどのように伝えるか, 全教師が合意に達しておく
- 単にスクールカウンセラーに事態の対応をさせるだけでは不十分 (経験のない S C が多い)
- 外部の専門家の協力を依頼すべきか検討する

② 遺族への対応

- 遺族が最も知りたいこと「一体何が起きていたのか」
- 学校側も腹をくくる「すべてを明らかにする」
- 誠実な態度で対応する
- 後に事実に反すると明らかになるような, その場しのぎの対応は禁物
- 学校と遺族をつなぐキーパーソンは誰か?
- 事実関係を定期的に遺族に報告する
- 学校だけでは対処できないと判断された場合は, 早期に外部の専門家を含めた調査委員会の設置を検討

分かっていることは説明
分からないことは調査

③ 対応の原則 (全校集会は「×」。表情が読み取れるように)

- 関係者の反応が把握できる人数で集まる → 10 人前後が望ましい (学級単位なら複数の教師)
- 自殺について事実を中立的な立場で伝える → 淡々と伝える
- 率直な感情を表現する機会を与える
- 知人の自殺を経験した時に起こり得る反応や症状について説明する
→ 別紙参照 (発達段階に応じて表現を工夫し分かりやすくすること)
- 個別に話したい人には, その機会を用意する
- 自殺に特に影響を受ける可能性のある人に対して積極的に働きかける

↓
担任も影響が「大」

どこまで実現が可能か
検討しておく

- ・ 個人と強い絆があった
- ・ 自殺を凶ったことがある
- ・ 個人と境遇が似ている
- ・ 自殺が起きたことに責任を感じている
- ・ 知人の自殺が生じた後, 態度が変化した
- ・ さまざまな問題を抱えている
- ・ サポートが十分に得られない
- ・ こころの病にかかっている
- ・ 第一発見者, 搬送者
- ・ 葬儀で特にうちひしがれていた

④ 他の生徒たちの保護者に対して

- 事実関係を率直に説明する
- 再発防止に向けた学校の方針を説明する
- 専門家にも協力を求める
- 他の生徒たちに起こり得る症状について説明する (専門家に依頼してもよい)
- 保護者が問題に気づいたら, いつでも相談に乗る用意があることを伝えておく

⑤教師に対して

- 生徒の自殺が起きて、深刻な影響を受けているのは教師も同様
- 生徒の自殺が起きると、しばしば教師がマスメディアの取材対象となる
- 担任教師をケアするという視点に欠けると、教師も心の問題を抱えて、長期療養になってしまう可能性すらある
- 教師にも起こり得る症状を解説しておく

⑥マスメディアに対して

- 自殺が起きたときに、遺された人々に深刻な影響が出ているので、ケアが必要であることを説明
- その場しのぎの対応をしない
- 定期的に事実関係を発表するので、無差別な取材攻勢を控えるように協力を求める
- 学校だけでなく、専門家による解説を含めるのも有効

学校も教委も腹をくくる

⑦自殺報道に対するWHO提言

- （学校関係者ではなく、専門家からの説明の方が有効）
- 遺族や他の生徒たちはまずケアが必要
- 自殺は単一の原因で起きる現象ではない →
- 自殺の手段や場所を詳細に報道しない
- 遺書の現物や個人の写真を掲載しない
- 関連の援助機関の情報を報道してほしい

学校が言うと面倒なことになる

<引用・参考文献>

- ・「生徒指導上の諸問題の現状と施策について」 文部科学省
- ・「いじめのメカニズム」 教育出版 高野清純編著
- ・「いじめ問題の発生・展開と今後の課題」 黎明書房 今津孝次郎